

地方独立行政法人下関市立市民病院 第2期中期計画

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスの向上

- (1) 患者中心のチーム医療の充実
- (2) 患者サービスの向上
- (3) 急性期病院としての機能の充実
- (4) 医療スタッフの確保と専門性や医療技術の向上
- (5) 施設及び医療機器の計画的な整備及び更新
- (6) 救急医療の取組み
- (7) 予防医療の充実

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

- (1) 基幹病院への参画
- (2) 高度医療の充実
- (3) がん医療の充実
- (4) 地域の医療機関との連携強化
- (5) へき地医療への支援

3 法令の遵守と情報公開

- (1) 法令と行動規範の遵守
- (2) 情報の開示

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の構築

2 やりがいを持てる人事・給与制度等の整備

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保

2 効率的、効果的な業務運営の確立

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

- 1 災害及び感染症流行時等における対応
- 2 医療の普及啓発及び情報発信
- 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 1 予算（平成28年度から平成31年度まで）
 - 2 収支計画（平成28年度から平成31年度まで）
 - 3 資金計画（平成28年度から平成31年度まで）
- 第7 短期借入金の限度額
 - 1 限度額
 - 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
 - 1 料金
 - 2 料金の減免等
 - 3 料金の還付
- 第11 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 施設及び設備に関する計画
 - 2 中期目標の期間を超える債務負担
 - 3 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院は、平成24年4月の設立以来、第1期中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かした自由な経営手法により安定した経営基盤を構築するとともに、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、一定の成果を収めてきた。

引き続き、下関市長から指示された第2期中期目標には、国等が進める地域医療構想（ビジョン）への対応などが示されており、今後も下関医療圏の中核病院として、高度急性期・急性期医療を担うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とし、以下の基本理念、基本方針のもと、次のとおり中期計画を定める。

【基本理念】

“安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します”

【基本方針】

- 市民のニーズに応じた最善の医療を提供します。
- 重点診療項目として、悪性疾患、救急及び生活習慣病に取り組みます。
- 安定した健全な病院経営を目指します。

第1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

- ・患者自らが受ける医療を十分理解し、納得の上で自分にあった治療法を選択できるようインフォームド・コンセントの徹底を図るとともに、患者の安全確保に万全の対応を行うことができるように、医療安全管理体制の充実に努める。
- ・褥瘡チーム、感染管理チーム、呼吸ケアチーム、栄養サポートチーム（NST）、緩和ケアチームなど、専門スタッフがそれぞれの知識を持ち寄って、総合的、専門的な診療を行うことにより、患者に最適な治療方針を検討する。
- ・標準的かつ効率的な医療を推進し、患者の負担軽減を図るため、クリニカルパスの積極的な活用に取り組む。
- ・患者が安心かつ効果的に服薬できるよう、薬剤師による服薬指導及び持参薬による鑑別を積極的に行う。
- ・患者が納得した治療を受けることができるようセカンドオピニオンへの適切な対応を行う。
- ・患者又はその家族からの医学的質問及び生活並びに入院上の不安等の様々な相談に対応するよう、患者サポート体制の充実に努める。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
インフォームド・コンセント 時における医療従事者の同席 率	50%	80%
クリニカルパス適用件数	2,000件	2,200件
栄養指導件数	2,570件	3,600件

服薬指導件数	5, 280件	7, 920件
持参薬鑑別実施件数	5, 200件	6, 400件
セカンドオピニオン対応件数 (当院から他院へ)	20件	30件
医療相談件数	7, 700件	9, 300件

(2) 患者サービスの向上

- ・患者満足度（CS）調査については、常に患者の視点に立ったテーマを持ち、定期的を実施することにより、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上に反映させる。特に、職員の接遇については、研修計画により効果的な教育を実施することで、接遇・応対力の向上を図る。
- ・院内ボランティアを有効的に活用することにより、常に市民や患者の目線に立ったサービスの向上に努める。特に、緩和ケアに対するボランティアについては、患者の家族との連携を図りながら、育成を図る。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
患者さま満足度調査アンケート結果	88.5点	90点
接遇研修参加率（委託業者含む）	20%	40%
院内ボランティア登録数	27名	40名

(3) 急性期病院としての機能の充実

- ・下関医療圏において策定される地域医療構想（ビジョン）に示される高度急性期・急性期医療を担う病院としての役割を果たし、DPC対象病院としての診療情報データの比較分析を行うことにより、医療の質の向上に努める。

(4) 医療スタッフの確保と専門性や医療技術の向上

- ・新たな専門医制度による連携病院として、大学医局との連携強化を図り、医師に選ばれる病院となるよう努める。
- ・医療職の専門性を高めるため、医師、看護師、医療技術職員など医療スタッフを、院外の研修に積極的に参加させる。
- ・市内、県内外の看護学校との連携を図り、看護実習受入施設としての機能充実を図ることにより、引き続き新卒者の看護師の確保に努める。
- ・認定看護師の育成については、計画的かつ戦略的に行うとともに、職員が資格を取得する際には積極的な支援を行う。
- ・薬剤師の病棟配置やME（臨床工学技士）の24時間体制に対応するよう、医療技術員の確保に努める。
- ・事務職員については、引き続き派遣職員からプロパー職員に切り替えることにより、診療報酬や施設基準など専門性に特化した職員の育成に努める。
- ・治験については、倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性を十分調査し、新薬の開発に貢献する。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
学会・研究会発表件数	100件	140件
共同研究件数（倫理委員会報告）	6件	10件
初期臨床研修医マッチング数	2名	4名
認定看護師数	9名	16名

（5）施設及び医療機器の計画的な整備及び更新

- ・院内改築計画を着実に実行することにより、従前から課題であった施設の問題点を解消する。
- ・引き続き、老朽化した医療機器を計画的に整備・更新することにより、医療の質を高める。

（6）救急医療の取組み

- ・ 医師等の人的資源を確保し、輪番制による当番日はもとより、当番日以外の日においても断らない救急体制の整備に努める。
- ・ 小児科においても医師の確保に努め、市民のニーズが高い小児救急の維持に努める。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
救急車搬送受入件数	2,500件	2,750件
救急患者数	7,200名	7,920名
当番日における受入不能症例件数	30件	0件

(7) 予防医療の充実

- ・ 健診センターの実施体制を充実させ、企業健診や人間ドックなどを積極的に受け入れることにより、予防医療の充実に努める。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
健診件数（人間ドック含む）	2,200件	3,300件
禁煙外来受診者数	40名	70名
糖尿病教室参加者数	180名	400名
フットケア外来受診者数	—	50名

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

(1) 基幹病院への参画

- ・ 中期目標に示された基幹病院に参画するにあたり、必要な事項の検討を行う。

(2) 高度医療の充実

- ・ 高度医療機器の更新については、将来に亘る計画を明確にし、効率的かつ効果的に実施する。
- ・ 市民のニーズが多い新生物系（悪性腫瘍など）、循環器系や筋骨格系の

疾病について、市民病院としての高度医療に取り組む。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
手術件数	2,700件	3,000件
冠動脈形成術（PCI）実施 件数	115件	120件
消化管内視鏡治療件数	400件	460件
外来化学療法実施件数	1,500件	1,800件
放射線（リニアック）治療件 数	150件	200件

（3）がん医療の充実

- ・がん専門相談員の育成に努め、がん患者に対しての相談体制の充実を図る。
- ・緩和ケア病棟の活用により、治療中の患者の苦痛を和らげることのできる環境を整える。
- ・市民公開講座等を開催することにより、引き続きがんに関する情報の発信に努める。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
院内がん登録件数	500件	500件
悪性腫瘍手術件数	350件	400件
化学療法延べ患者件数（ホル モン療法除く）	400件	1,000件
放射線治療延べ患者数	180件	200件
がん相談件数	590件	650件

（4）地域の医療機関との連携強化

- ・地域医療連携室の機能充実を図り、紹介患者が当院にかかり易い環境の整備に努めるとともに、入院患者が在宅や地域の医療機関にスムーズ

- ・情報公開については、下関市情報公開条例に準じた規程により適切に対処する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の構築

- ・診療報酬の改定や患者の意向調査などを踏まえた経営戦略を実行するため、経営企画部門の体制を強化する。
- ・法人経営にかかる決定機関である理事会に経営情報を集約することにより、理事長のリーダーシップの下、中・長期的な観点から重要事項の意思決定を行う。

2 やりがいを持てる人事・給与制度等の整備

- ・医師人事評価制度については、勤務態度や業務実績などに応じた評価がされるような働きがいのある制度とする。
- ・医師以外の職員についても、評価と昇任・昇格を連携するなど、年齢や勤続年数にとらわれない人事評価制度を確立する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保

- ・地域連携室を中心に病床管理を効率的に行うことにより、病床利用率の向上を図る。
- ・引き続き医療事務経験者をプロパー職員として採用することにより医事業務の専門化を図るとともに、委託業者との連携を密にすることにより診療報酬の請求漏れや査定による減額の防止を図る。
- ・夜間診療における医療費徴収体制を強化することにより、未収金としない対策を講じる。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
病床利用率	63.8%	67%

入院診療単価	58,700円	61,000円
外来診療単価	14,800円	16,000円
査定率	0.40%	0.20%
返戻率	1.70%	1.50%
専門業者への委託による未収金回収率	28%	30%

2 効率的、効果的な業務運営の確立

- ・委託業務の見直しを行うとともに、複数年契約を有効的に活用することにより費用の削減を図る。
- ・診療材料などの購入にあたっては、引き続きベンチマークを活用することにより、価格交渉の徹底を図り費用の削減を図る。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
医薬品経費削減率	12.6%	13.0%
診療材料経費削減率	30.6%	33.0%

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1 災害及び感染症流行時等における対応

- ・災害拠点病院として、平時より県内の他災害拠点病院及び市消防本部と連携を密にし、災害訓練に参加するとともに、災害発生時には迅速かつ効果的に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う。
- ・第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を受け入れるとともに、新型インフルエンザ等の感染症の流行時においては、市の要請に応じ迅速な対応を行う。

2 医療の普及啓発及び情報発信

- ・市民公開講座や市民の保健室の開催など、市立病院として市民が必要としている医療に関する情報の普及啓発に努めるとともに、ホームページを充実し、市立病院として市民にも医師、看護師などにも選ばれる病院となるようPRを積極的に行う。

指 標	平成27年度見込	平成31年度目標
市民公開講座開催件数	4回	4回
市民の保健室来院者数	270名	300名

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度から平成31年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		37,996
	医業収益	35,238
	運営費負担金等収益	1,856
	その他営業収益	902
営業外収益		313
	運営費負担金等収益	57
	その他営業外収益	256
資本収入		3,505
	運営費負担金等	1,175
	長期借入金	2,330
	その他資本収入	0
計		41,814
支出		
営業費用		36,496
	医業費用	35,578
	給与費	19,507
	材料費	10,522
	経費	5,407
	研究研修費	142
	一般管理費	918
営業外費用		96
資本支出		4,461
	建設改良費	2,330
	償還金	2,066
	その他の資本支出	65
計		41,053

(注記)

- 1 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しないものがある。
- 2 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中、20,424百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金等の見積り]

救急医療、小児医療などの不採算医療に係る経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算定された額とする。

なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

2 収支計画（平成28年度から平成31年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		39,512
営業収益		39,222
	医業収益	36,033
	運営費負担金等収益	3,031
	補助金等収益	107
	資産見返補助金戻入	50
営業外収益		290
	運営費負担金等収益	57
	その他営業外収益	233
臨時収益		0
費用の部		39,360
営業費用		38,077
	医業費用	37,159
	給与費	19,507
	材料費	9,607
	経費	4,938
	減価償却費	2,965
	研究研修費	142
	一般管理費	918
営業外費用		1,283
臨時損失		0
純利益		152
目的別積立金取崩額		0
総利益		152

（注記）

計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しないものがある。

3 資金計画（平成28年度から平成31年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		41,909
業務活動による収入		38,309
	診療業務による収入	35,238
	運営費負担金等による収入	1,913
	その他の業務活動による収入	1,157
投資活動による収入		1,175
	運営費負担金等による収入	1,175
	その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入		2,330
	長期借入れによる収入	2,330
	その他の財務活動による収入	0
前期からの繰越金		95
資金支出		41,053
業務活動による支出		36,591
	給与費支出	20,425
	材料費支出	10,522
	その他の業務活動による支出	5,644
投資活動による支出		2,395
	有形固定資産の取得による支出	2,330
	その他の投資活動による支出	65
財務活動による支出		2,066
	長期借入金の返済による支出	1,417
	移行前地方債償還債務の償還による支出	649
	その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金		856

（注記）

計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 1, 000百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

退職手当及び賞与の支給等、一時的な多額の出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80条）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額

(3) (1)、(2)に定めるもののほか、別表に掲げる額

(4) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免等

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免し、又は料金の徴収を猶予することができる。

3 料金の還付

既納の料金は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画 (単位:百万円)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器整備	2,000	下関市からの長期 借入金等
院内改築	330	

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務 (単位:百万円)

項 目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	649	232	881

(2) 長期借入金 (単位:百万円)

項 目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	1,417	3,663	5,080

(3) ESCO事業 (単位:百万円)

項 目	期間内事業費	次期以降事業費	総事業費
ESCO事業	137	97	234

3 積立金の処分に関する計画

なし

別表

区 分		金 額
分べん料		次の(ア)から(ウ)までに掲げる診療(分べん介助を含む。以下この項において同じ。)を行った時の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額。ただし、妊娠 12 週以上 22 週未満の流産の場合は、当該分べん料の額から 1 児につき 16,000 円を控除した額とする。 (ア) 診療時間内 1 児につき 141,000 円 (イ) 診療時間外((ウ)に掲げる時間を除く。) 1 児につき 151,000 円 (ウ) 休診日又は休診日以外の日の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 1 児につき 161,000 円
特別室料	特別個室	1 日 12,000 円の範囲内で理事長が定める額
	普通個室	1 日 5,000 円の範囲内で理事長が定める額
人間ドック料		1 人につき 80,000 円以内(肺がんドックその他の選択追加検査を併せて行う場合にあっては 120,000 円)の範囲内で理事長が定める額
脳ドック料		1 人につき 80,000 円の範囲内で理事長が定める額
文書料		1 通につき 5,000 円の範囲内で理事長が別に定める額